

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 8 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第56号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 2～4 略 5 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1) 議会の議員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた議員報酬の月額 <small>の30分の1に相当する額</small> （当該額に1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げた額） (2)～(4) 略 6～9 略	(定義) 第2条 略 2～4 略 5 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1) 議会の議員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の月額 <small>の30分の1に相当する額</small> （当該額に1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げた額） (2)～(4) 略 6～9 略

附 則

この条例は、平成20年9月1日から施行する。